



一般社団法人
北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター

みずな

機関誌
第6号 2016.11

理事ご挨拶



一般社団法人
北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター

理事 池田 めぐみ

(北彩都弁護士事務所 弁護士)

この寄稿文を執筆しております本日は、平成28年9月30日です。

先ほど、ラジオを聞きながら運転していると、9月30日は、「交通事故死ゼロを目指す日」とのことで、交通安全についての特集が組まれていました。意識1つで防げることがありますので、このような呼びかけは重要だ、と改めて感じました。

私は、弁護士をしています。殺人、性犯罪、交通事故など様々な犯罪による被害、また、配偶者からの肉体的・精神的暴力による被害に遭われた方などと接する機会が多くあります。

故意による凶悪犯罪、過失による事故、性犯罪の中でも罪名の区別があることなど、加害者側の責任の軽重の視点については、一般的にも意識を持たれやすいことだと思います。

しかし、被害に遭った方にとっては、加害者の故意過失に拘わらず、失うものは変わりません。また、案件の性質や怪我の程度など、被害を比較して重い軽い、ということも言えません。それぞれ、誰も同じ環境や生活状況の人はいませんし、ましてや全く同じ被害というのありません。

ただ、被害に遭われた方やご遺族には、抱えられる喪失感、無念、自責の念などに加え、共通の1つに、事実上「許す」のを強られるということがあります。

現在の法改正等の動向としましては、つい先日、法制審議会が、性犯罪の厳罰化（非親告罪とすること、強姦罪の被害者を男性にも適用し、性交以外の類似行為も内容とすること、監護者等の影響力利用によるわいせつ行為に関する規定の新設など）を内容とする刑法改正要綱を採択し、法務大臣に答申しました。

一方で、10月、日弁連の人権擁護大会で、死刑廃止宣言案の提出が予定されています。

物事には、様々な角度からの見方があることは承知しておりますが、私の個人的な思いとしては、犯罪の抑止力というのは、個々人の損得勘定に任せたものでなく、国民が、大切なものの価値を認識することにより、社会において実現されるものであると思っています。

そして、被害に遭った人々に、「許すことを選択したのだ」と考える可能性さえも奪うような枠組みにはしてほしくない、と思っています。



「きずな」寄稿にあたって

北海道警察旭川方面本部

警務課警務第一係長 静間利行

北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センターの皆様におかれましては、日頃から犯罪被害者支援活動に対する深い御理解と御協力をいただいておりますことに、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

犯罪の被害者やその遺族の多くは、犯罪による直接的な被害のみならず、犯罪に起因する様々なストレスやトラウマなど、被害後長期にわたる二次的被害に苦しんでおられる方が多数存在しています。

北海道警察では、このような被害者等の精神的・経済的な負担を軽減・回復するため、行政機関や医療機関をはじめ、北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センターのような民間被害者支援団体などと緊密な連携を図りながら被害者の視点に立った各種支援活動を行っています。

平成28年4月1日には第3次犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、これまで内閣府で担っていた犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務が国家公安委員会・警察庁に移管されることになりました。

その趣旨は、現場に近いところで犯罪被害者等

と密接に関わり各種施策を実施している警察を所管する国家公安委員会（警察庁）に業務を移管することで、よりきめ細やかな取組が図られることを期待してのことです。

第3次基本計画における基本的な構成は第2次基本計画を継承しているものの、基本方針や重点課題の中において新たな方向性も示されています。

具体的には、①性犯罪や児童虐待など被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する適切な支援、②自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭った子供に対する適切な支援、③犯罪被害者等に対する生活全般にわたる支援などが新たな方向性として強調されています。

これら新たな方向性の実現を含め、犯罪被害者等のあらゆるニーズに応えるためには、警察や地方公共団体だけでなく、民間の被害者支援団体をはじめとする関係機関団体との連携が不可欠となります。

皆様におかれましても、犯罪被害者等に関する各種支援施策をはじめ、民間の被害者支援団体の活動に対しまして、より一層の御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

沿革

昭和60年	「旭川地区家庭生活カウンセラー養成講座」を開講
昭和61年	任意団体「旭川地区家庭生活カウンセラークラブ」を発足
平成5年	「心の悩み（電話）相談」を、旭川市五条庁舎に開設
平成21年	「北・ほっかいどう被害者相談室」開設
	非営利法人「一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター」と改称し、法人登記 NPO法人「全国被害者支援ネットワーク」に加盟
平成22年	旭川市から、安心安全まちづくりに貢献したとして表彰状
	北海道警察旭川方面本部旭川中央警察署から感謝状
平成24年	旭川陸上自衛隊駐屯地業務隊60周年記念の表彰状
	非常勤事務局員（総務）1名採用
平成25年	非常勤事務局員（会計）1名採用 常勤事務局長採用
平成27年	ホームページのリニューアル、ロゴマークの決定、徽章（バッジ）作製
平成28年	北海道警察旭川方面本部及び管内各警察署（13）・各市町村（44）へ挨拶訪問
	FR（ファンドレイジング）担当者採用

役員のご紹介

顧問	石垣靖子	北海道医療大学名誉教授
理事長	山上雅己	団体役員
副理事長	末岡一伯	北海道教育大学名誉教授 旭川大学名誉教授
理事	白井宏之	旭川神楽神経内科医院長
理事	三上正明	旭川大学短期大学部名誉教授
理事	井田千江	被害者相談室長、助産師
理事	大盛久史	臨床心理士
理事	藤井英規	北海道まちづくりボランティア会議代表 北海道教育大学非常勤講師
理事	池田めぐみ	弁護士（北彩都法律事務所）
理事	松倉敏郎	旭川商工会議所専務理事
理事	岡部きよみ	カウンセラー
理事	村田悦子	相談室副室長
理事	猫山房良	事務局長
監事	向井一雄	税理士（向井一雄税理士事務所）
監事	辻紀子	訪問看護ステーション モモ 所長
相談役	南 聰	行政書士

活動内容

被害に遭われると、眠れない、食欲がない、恐怖がよみがえるなど心身がつかなくなったり、今後のことが不安になったりします。被害を受けると当然でてくることですので、このようなときには、まずお電話ください。当センターは、犯罪、交通事故等により被害を受けた方やそのご家族、ご遺族に対して、電話相談・面接相談・直接的支援などの各種の支援を行っています。

電話相談

被害者相談専用電話 0166-24-1900 で相談を受けています。

- ・胸のうちを聞いて欲しい
 - ・被害後の捜査から裁判までの流れを知りたい
 - ・被害に起因して行う手続きの取扱機関を知りたい
- などの相談に犯罪被害相談員が応じています。

なお、心の悩み相談は、**専用電話 0166-27-7611** で受けています。

面接相談

面接相談は、電話相談により受付をしておりますのでどうぞお申し出ください。

面接は、原則としてセンター面接相談室において行い、複数の犯罪被害相談員等が被害者の方との面接相談により、それぞれの相談内容に応じて最適な支援方法を考えます。

また、必要に応じて、専門家によるカウンセリングや弁護士による法律相談を行います。

直接支援

犯罪発生後間もない頃における身の回りの世話など、日常生活支援などを行うことを直接支援と呼んでいます。病院・警察・検察庁・裁判所等関係機関への付添および物品貸出等を、要望に応じて実施しております。

申請の補助

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」により、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする方については、申請書の記載要領などを説明、補助いたします。

申請をお考えの方は、あらかじめ電話（0166-24-1900）にてお申し出ください。

最近の主な活動報告

○27年度 北・ほっかいどうカウンセラー養成講座 1級及び3級認定式・祝賀会

(平成28年1月31日、旭川市花月会館)

- ・本年度認定者：1級認定者～3名／3級認定者～37名



○特別講演会 (平成28年6月18日、旭川市大雪クリスタルホール大会議室)

- ・講師：石垣靖子先生（北海道医療大学名誉教授）
- ・演題：「人は愛に生かされる」
- ・共催：訪問看護ステーション モモ
- ・後援：旭川市教育委員会、一般社団法人旭川市医師会
社会福祉法人旭川市社会福祉協議会
旭川市民生委員児童委員連絡協議会



○「社会を明るくする運動」街頭啓発活動 (平成28年7月1日 JR旭川駅前広場)

- ・参加団体 / 旭川地方の家庭裁判所等23機関・団体
- ・参加者 / 当相談室から10名参加
“青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動”旭川地方推進委員会（当センターも構成団体）主催で、内閣総理大臣メッセージおよび北海道知事メッセージの伝達後、旭川市消防音楽隊の演奏があり、その後参加者全員で街頭啓発を実施



○カウンセラー養成講座「公開講座」(平成28年9月3日、旭川市勤労者福祉会館2階 大会議室)

- ・講師：村本好孝氏（株式会社「ここから」代表取締役）
- ・演題：「精神障害を抱えた人やその家族への支援の在り方」
- ・後援：旭川市教育委員会、一般社団法人旭川市医師会
社会福祉法人旭川市社会福祉協議会
旭川市民生委員児童委員連絡協議会



○支援の輪 チャリティコンサート (平成28年11月5日、旭川市神楽公民館 木造館「木楽輪」)

私たち一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている現状や立場を理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えることの大切さを考える機会の一つとして開催

- ・講話 被害者相談室の現況（北・ほっかいどう被害者相談室から）
- ・出演者 尺八（吉見青山）・琴（松浦百洋）／オカリナ（藤井留美子）・ピアノ（戸田歩）
／弦楽器等（旭川中学校吹奏楽部員、鈴木信人他教職員）



「きずな」寄稿文

株式会社 橋本川島コーポレーション 代表取締役社長 川 島 崇 則

人は皆「犯罪のない社会、安心して暮らすことの出来る地域」の到来を望んでいる筈であります。

しかしながら、現実はどうでしょう。

全国各地から毎日のように様々な事件・事故・犯罪の発生が伝えられ、その数の多さと内容には驚きと、時には背筋が凍るほどの恐怖すら覚えることもあります。

「犯罪被害は時と場所を問わず誰にでも降りかかってくる」という昨今の世相を見るにつけ、犯罪抑止と並行して、凶らずも被害に遭われた方々に対するケア体制の整備を進めていくことも極めて重要であると思っています。

そうした観点からも、犯罪被害者支援に対し

て、貴センターが中核的役割を担って関係機関や諸団体と連携しつつ献身的活動を継続されていることに敬意を表すると同時に、今後更に支援の輪が広がることに期待をしています。

弊社も「快適な明日を創る」という企業理念の下、社是の1つに「地域社会への貢献」を掲げ、お世話になっている各地域において有形無形のボランティア活動を行っており、この主旨からも貴センターの活動には大いなる賛意を寄せるものがあります。

会員企業の1社として、「微力を尽くしながら犯罪被害者支援の後押しに少しでも役立ちたい」との思いを一層強くする今日この頃です。

旭 川 信 用 金 庫 理事顧問 杉 山 信 治

旭川信用金庫は創立以来百年を超えた。これも地元企業、市民のご支援のおかげである。当金庫の使命は、お取引先の繁栄を通じて地元経済を元気にすることにある。地元雇用を増やし、人口減少に歯止めをかけたい。そのため創業支

援、経営支援、事業承継等に努めている。「喜ばれることに喜びを！」を役職員の合い言葉に、暮らしを豊かにするお手伝いに努める。同時に、地元にお役に立つことは何であれ、支援したいと考えている。

株式会社 エイブル保険事務所 代表取締役社長 有 田 光 志

弊社は保険代理店業を営んでいる関係上、自動車保険、生命保険の事故の布告を受付する事が日常的にあります。残念ながら毎年、百件を超える事故の報告が入り、中には死亡事故を含む重大な事故の報告が入ってきます。ハンドルを握る人は誰であれ、人の命の重みや大切な家族の存在を思

いながら、慎重に運転することが大切なことだと思います。

これからの季節は特に、雨降り、雪道運転に注意をしながら、日頃の活動にご活躍していただけたらと思います。

有限会社 訪問看護ステーション モモ 所 長 辻 紀 子

世の中には犯罪等の被害に遭い、深い心の傷を抱えながらの生活を余儀なくされている方がたくさんいます。その方々は優しく声を掛けてもらったり、温かく支えてもらっただけで心が癒され、明日への生きる希望が湧いてくるのではないのでしょうか。

今後も、貴センターが関係機関と緊密な連携を図りながら、被害者など困難を抱えている人の心の拠り所となる支援活動を続けられますようご期待申し上げます。私たちもそれらの活動の一助となるようご協力させていただきます。

賛助会員募集と寄付のお願い

当センターは、営利を目的としない民間の支援組織です。当センターの事業は、皆さまの賛助会費、ご寄付により進められています。皆様方のご協力で被害者支援を支えてください。

賛助会員、寄付者の方には、機関誌などをお送りするほか、特別講演会、公開講座、チャリティコンサート、フォーラム等のご案内を申し上げます。

賛助会員を募っております

趣旨にご賛同いただき被害者支援活動を一緒に支えてください。

個人会員	年会費：一口 2,000円 (1口以上でお願いいたします)
法人・団体会員	年会費：一口10,000円 (1口以上でお願いいたします)

寄付にもご協力ください

随時受け付けております。

領収書が必要な方はセンター事務局 (0166-24-3010) までご一報ください。

会費・寄付振込先

旭川信用金庫	本店 普通 1431395
口座名義	一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター
北海道銀行	大町支店 普通 0489351
口座名義	北・ほっかいどう被害者相談室
郵便振替口座	02710-3-79616
加入者名	北・ほっかいどう被害者相談室

寄付金付き自動販売機の設置にご協力をおねがいします

○被害者支援自動販売機とは

- ・売上分配金の一部が被害者支援センターに寄付されます。
- ・設置先様のご負担は、設置スペースの確保と月約2,000円の電気代だけです。
- ・被害者支援センターの広告を掲示し、御社の社会貢献が明らかになります。

○被害者支援自動販売機の設置先様のメリット

- ・お客様が利用されますと、御社の社会貢献ができます。
- ・被害者支援自動販売機を設置することで、企業のイメージアップが図られます。
- ・寄付金には税制優遇措置が適用できます。



法人

旭川空港ビル(株)
 旭川ケーブルテレビ(株)
 旭川市
 旭川食糧(株)
 (株)旭川振興公社
 旭川信用金庫
 旭川設計測量(株)
 旭川中央警察署 職員一同
 旭川中央ハイヤー(株)
 旭川中央防犯協会
 旭川トヨペット(株)
 旭川東警察署 職員親和会
 旭川方面交通安全協会
 荒井建設(株)
 荒木測量設計(株)
 (株)生駒組
 一般社団法人旭川市医師会
 医療法人社団旭川神楽神経科内科医院
 医療法人順真会 メイプル病院
 植平印刷(株)
 (株)エイブル保険事務所
 (株)エフ・イー
 (有)かとう印刷
 (株)北日本広告社旭川支社
 (株)協和コンサルタント
 (株)坂下工務店
 (株)ダイイチプランニング
 (株)テクノス北海道
 (株)日興ジオテック
 (株)橋本川島コーポレーション
 (株)ライナーネットワーク
 北彩都法律事務所
 (株)キョウエイアドインターナショナル
 極東警備保障(株)
 佐藤聡行政書士事務所
 新谷建設(株)
 清香園 山田植木(株)
 第一碎石(株)
 大地コンサルタント(株)
 (株)道北アークス
 (株)トヨタレンタリース旭川
 名寄警察署
 西山坂田電気(株)
 日成工機(株)
 日北試錐工業(株)
 花本建設(株)
 (株)富士建設コンサル
 (有)訪問看護ステーション モモ
 北海道警察旭川方面本部警務・監察親和会
 向井税理士事務所
 (株)山本ビル

個人

安部文子	佐々木 ゆり子	猫山房良
石神京子	佐野智子	猫山よう子
井田千江	茂野秀和	花本金行
井田友三	静間利行	林マサ子
一條和子	清水悟	早勢レイ子
稲場久美子	主藤直美	早藤井英規
今城純子	信野紀子	松野和彦
上田佳世子	末岡一伯	南聡
植西浩一	菅原美喜子	南真由美
太田潤子	高清水奈保美	村田悦子
大根尚之	田澤己栄樹	門別秀保
大野英美子	谷順一	八島陸代
大家教正	長和彦	山上雅己
岡部きよみ	辻紀子	山下真実
加藤宗信	富樫松子	山田昌覚
岸本正通	中島智子	山本昌広
斉藤紀子	西堀みち	若林健
佐々木幸子	西山陽一	

寄付金(平成27年4月～28年10月)

法人

旭川市小学校長会
 旭川障害者家族連合会
 旭川中央警察署職員一同
 (株)アペックス
 (株)伊藤園
 (有)印名堂
 枝幸警察署
 媚山鉄工(株)
 士別警察署
 清香園 山田植木(株)
 ダイドードリンコ(株)
 チャリティコンサート参加者
 天塩ほろみどり会
 天塩町フェスタ実行委員会
 名寄警察署
 深川警察署
 富良野警察署
 (有)訪問看護ステーション モモ
 北海道コカ・コーラボトリング(株)
 幌延町役場
 (株)湯浅
 留萌警察署
 稚内警察署

個人

池田めぐみ
 木村隆憲
 斉藤美和子
 椎名弘忠
 信野紀子
 末岡一伯
 長和彦
 名内宏子
 中島智子
 三浦隆

※誤字、記載漏れ等がございましたら、お手数ですが事務局までご一報くださいますようお願いいたします。
 なお、今後お名前の記事を望まれない方はお申し出ください。

ホンデリング・プロジェクトにご協力をお願いします

当センターではホンデリングを推進しております。ホンデリングとは、下記手順により不要になった古本でご寄付をいただく仕組みで、犯罪被害に遭われた方々への支援活動に活用されます。

詳しくは当センターまでお問い合わせください。皆さまのご協力をお願いいたします。



①読み終えた本を段ボールや紙袋に詰めます。



②申込先に電話すると、集荷を手配してくれます。



③宅配業者がお引き取り、5冊以上は送料無料!



④本が査定され、買取価格相当が全国被害者支援ネットワークへ寄付されます。

犯罪被害者相談室支援活動状況

平成27年度 相談・支援受理状況(平成27年4月～H28年3月)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
犯罪被害電話・面接相談 (カッコ内は面接件数)	23 (3)	16 (2)	19 (5)	19 (5)	26 (5)	24 (2)	17 (4)	10 (4)	18 (2)	13 (4)	14 (5)	16 (3)	215 (44)	
内 訳	交通事故	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	3	
	性犯罪	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	1	5	
	暴行・障害・虐待	1	1	4	0	1	2	1	0	1	2	4	4	21
	D V	5	7	4	6	2	3	4	4	4	4	2	3	48
	財産的被害	4	3	3	0	1	1	1	1	3	0	2	2	21
	パワハラ・セクハラ	4	3	5	5	13	7	5	1	4	3	3	3	56
	その他(近隣・自殺等)	9	2	3	7	9	9	5	4	6	4	1	2	61
心の悩み相談	58	40	46	42	35	39	41	23	56	38	40	54	512	
相談受付件数(合計)	81	56	65	61	61	63	58	33	74	51	54	70	727	

当センター広報活動のお知らせ

○バス広告

(旭川電気軌道、道北バスの乗降ドア部～市内40台)

ご注目ください



○「賛助会員の証」



社会貢献の証です



当センターの活動にご協力・ご支援いただき、誠にありがとうございます。今後ともなにとぞご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



一般社団法人
北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター

(事務局)〒070-0035 旭川市5条通10丁目 旭川五条庁舎内 TEL・FAX 0166-24-3010
[E-mail] kita.hokkaido.h21@soleil.ocn.ne.jp [URL] http://www.kitahkd-sc.jp/